

第三十一講 潔めらるゝ事 (四) 律法の廢棄 第七章一節—六節の研究

〔參考〕 哥羅西書二章十四節

第七章に入つてパウロは尚ほ聖潔きよめの問題を取扱つてゐる、第六章に於て彼はバプテスマの事及び奴隸の例を引いて兩方面より此問題を説明した、いま第七章に入つては再婚問題を引例し來つて更に同一の問題を説かんとするのである。

第六章十四節には「そは汝等恩恵の下にありて律法の下に在らざれば罪は汝等に主となることなければなり」とある、此語の意味は前講及び前々講に於て説いたが、今こゝに注意すべきは基督者は律法の下に在る者でない^{〇〇〇}と云ふ一事である、律法が全く廢滅して^{しま}了ふか、又は我等が律法に觸れぬほど潔まるか、孰れにしても律法なるものと事實上絶縁してしまふと云ふ事が必要である、一言にして云へば道德^{△△△△△}不用である、故に頗る革命的である、従つて之を誤解する時は可成り危険である、併し乍ら誤解を虞^{おそ}れて此大切な眞理を敬遠することは出来ない、人は實に道德不用の境地に一度到達せずしては眞の信仰の歡^はしき、貴さを知ることが出来ない、勿論「聖潔」は道德不用の境^{くわい}である、されば道德廢棄は人をして眞の信仰と聖潔に至らしむべき必須なる要因である、道德の下にあるとき人は己の罪を悟らされるのみで、決して信仰の歡びと聖潔の福^{ふく}ひに至ることは出来ない、この道德を一蹴したる所に生命も安心も歡喜も起るのである、七章一節—六節は更に尚ほ此道德不用の主張である。

この問題は七章に入つては更に徹底的に、更に大膽^{だいだん}に説かるゝため、或種類の人^{ひと}は之を誤解して道德的無政府

の状態に陥る危険がある、又他の種類の人は之を理解し得ずして依然として道德本位の生活に囚はれるのである、甲は横に外れしもの、乙は及ばざるものである、此二の中間に正しき道がある、その道を取てパウロの眞意を握り又これを事實の上に味はねばならない、彼は此の一問題のために加拉太書と云ふ大書翰を認めたほどである、その重大にして肝要なる問題たること云ふまでもない。

今聖書の記す所の意味を説明しよう、先づ一節より四節までは左の如くである。

- (1) 兄弟よ我今律法を知れる者に言はん、律法は人の畢生いのちのかぎりその主たるを知らざるか、(2) 夫ある婦をんなは律法のために夫の生ける間うちはそれに繋がるれど夫死なば其律法より釋ゆさる。(3) されば夫の生ける間に他の人に適あかば淫婦と稱となふべし、もし夫死なば其律法より釋ゆさるゝが故に人に適あく共淫婦には非ず。(4) 然れば我兄弟よ汝等もキリストの身により律法について殺されしものなり、これ別人ほかのひとすなはち死より甦よみがへられ給ひし者に適あきて神のために果みを結ゆばんとなり。

パウロは基督信者における律法不用を主張すべく此世の普通の律法の性質を説くのである、抑も普通の律法なるものは人を生存中だけ支配するものたるにすぎない、法律に依つて權利を與へられ義務を課せらるゝと云ふも、それは人の生存中に限らるゝ事であつて、死せし人にまで法律の手は届き得ないのである、例へば負債の如き生存中こそ償却すべき責任があるのであつて、死せし人が其責任を負ふと云ふことは事實上不可能である、又如何なる大罪を犯すとも、死してしまへば罰せらるゝ筈がないのである、かの宗教改革者ジョン・ウィクリフの死後その墓あばを發はきて其骨を灰とせし如きは、徒いたずらに後世の嗤笑しやうを買ふ道であつて、之に依つてウィクリフを罰し得た

とは誰も思はないのである、即ち律法なるものは人を其生存中だけ支配し得るものたるに過ぎないのである。

この原理を夫婦問題に宛てはめたのが二節、三節である、夫ある婦は夫の生存中は飽くまでも夫の妻である、彼女がもし斯かる状態の下にありながら他の一人を別に夫とせば是れ即ち姦淫である、即ち妻は夫の生存中は其夫だけを夫とせねばならぬ、これ即ち律法の命ずる所である、併し乍ら若し夫が彼女に先ちて死したならば彼女は自由に他の夫を新たに有^あつことが出来るのである、未亡人となつた彼女が再婚したとて之を姦淫と稱する事は出来ない、即ち夫の生ける間は其夫にのみ事ふべしとは律法の命ずる處であれば、夫の生ける間だけ此律法に繋がれて居るのである、併し夫死なば此律法は既に效力を失ふたので、彼女は既に人妻ではなく、一個の獨立した婦人となつたのである、故に法律的に云へば自由に他の人に嫁することを得るのである、他の人を夫としても法律的には全然合法なのである（三、四節は再婚を法律的に違法にあらざと云ふだけの事である、決して他の意味に於ける再婚の可否、又は再婚の時期等に言及したのではない）。

パウロは次ぎの四節に於て愈々その主張を説くのである、「汝等もキリストの身により律法について殺されしものなり」と前半は云ふ、そして「これ即ち別人すなはち死より甦^{よみがへ}へられ給ひし者（キリスト）に適^あて（嫁して）、神の爲に果を結ばんとなり」と後半は云ふ、けだしパウロの意味は、夫に死別せし妻が他人に嫁する如く、基督者は既に舊き夫たる律法の死滅に會せし故第二の夫たるキリストに嫁せし者であると云ふにある、たゞ問題となるのは何故此節の前半を「律法は既に死滅したり」と記さなかつたのかと云ふ點である、かく記して初て前の二、三節と此節とが首尾一貫するのである、思ふにパウロは律法の死滅せし事をおのづから四節前半の中に含

ませたのである、そして律法すでに死滅しそして同時に基督者は律法について殺されし者であると云ふ二意を含ませたのである、夫たる律法死せし上は妻たる我等は全く律法より自由となつたのである、そしてキリストてふ新しき夫に嫁して、その新婦はなよめとなり熱心彼に事へ、彼に在りて「神のために果を結」ぶべき者となつたのである。

故に四節の主意は律法の廢滅、律法よりの解放は事實であるが、併し基督者とは之だけに止まる者ではなく、更に他の新しき夫たるキリストの新嫁はなよめとなり彼に事へて果を結ぶべきものであると云ふのである、以て律法不用を高調するパウロの建設的半面を知るべきである、嘗て彼がコリントの兄弟たちに向つて「われ神の熱心の如き熱心をもて汝等を思ふ、我れ汝等を一人の夫に聘定いひなづつけせり、これ汝等を潔けがらき女としてキリストに獻げんとするなり」(哥後十一の二)と云ひし心を茲にも亦我等は見るのである。

かくキリストに歸するに至りし後の生活と前の生活とを對照せし者が五、六節である。

(5) われら肉に在りし時は律法に因れる罪の愆われらの肢體に働きて死のために果を結みべり、(6) されど今我等を繋ひける者に於て死にたれば律法より釋され、儀文の舊樣ふるさまに由らず靈の新樣あたらしきによりて事ふ。

曾て肉にありし時は、罪の諸愆我うちに働きて死のために果を結ぶのみであつた、併しキリストに歸するに至つて、律法に於て死にたる故律法より釋放せられ、今は何等舊き儀文(文字、規則、條文)の我を煩はすものなく唯神の靈の新たなるに浴してキリストに事へつゝある、前の生活と今の生活——律法に支配され居たる時の生活とキリストの支配に身を任せ居る今の生活——との對比を、パウロは言外に深き感謝をこめて茲に記したのである。

以上が羅馬書七章一節―六節の大意である、今之と同一趣意の事を簡單に言ひ表はせし所として哥羅西書二章十四節を擧げることが出来る。

(されど神汝等をして凡ての罪を赦し、彼と共に生かしめ) 且手にて録し、所の我等を攻むる規條いしまへの書ふみ即ち我等に逆ふものを塗抹ぬりけし、これを中間より取去り、釘を以て其十字架に釘け給へり。

とある、改譯聖書にありては、之よりも尚ほ明瞭であつて左の如く在る。

(神は汝等を彼と共に生かし、我等の凡ての咎を赦し)、かつ我らを責むる規のりの證書を塗抹し、之を中間より取り去りて十字架につけ……。

此の方が簡單にして正確である、神が我等を責むる規のりの證書たる律法を塗抹して十字架に釘けてしまつたと云ふのである、即ち律法の破棄である、「證書」と改譯したのは正しいと思ふ、今これを例へて借用金證書と見れば解し易い、借用金證書と云ふものは債務者を甚しく苦めるものである、債務者の身となりて――殊に綺麗に全部を返済して了ふ力のない債務者の身となりて此證書ほど厭なものは無い、此證書が實に彼を苦めるのである、之さへなくば彼は實に自由である、望む所は誰かゞ何かの方法で之を廢棄してくれる事である、自力を以て返金し得ぬ者に取ては之ほど望ましきことはない、もし誰かゞ之を廢棄してくれれば彼の感謝は止まる所を知らず、歡喜は限りなきに至るに相違ない。

我等に負債なしと云ふ勿れ、我等は神に對して大なる負債を負ふてゐる、爲すべき事を爲さぬのみならず、爲すべからざる事を爲して、其償ひは少しも出來て居らぬ、我等の神に對しての借用金證書の額面は頗る巨額であ

る、そして自力を以て之を支拂ふ道は全然ない、故に誰人かゞ代つて之を支拂ひて其證書を破棄せん事を切に願ふのである、そしてキリストは實に此人である、彼はたゞ證書を破棄したのではない、負債を辨償し皆済して以て證書をして無効ならしめたのである、これ一に彼の功に依るのである、されば我等たゞ彼を信じ彼に在りさへすれば彼の功の故に我等の負債が支拂はれたこととなる、従つて我らの證書は事實的に廢棄せられるのである、これ躍るばかりの勸びではないか、これ渾身の赤心をもて感謝すべき事ではないか。

かく律法は既に廢棄された、そして此律法を夫とし我等はその妻として曾て事へて居たのである、されば夫たる律法が死すれば妻たる我等も亦死したのである、律法の妻たる範圍に於ては我等も又死したのである、且又我等が肉を離れ罪に死して靈に事ふに至れば律法は有るも無きに等しいものとなる、即ち事實上律法不用となるのである、律法の命令を以て強ひられて行ひ禁ぜられて行はぬと云ふは器械的な、他律的な、生命のない事である、律法とは全く關はりなくして自由に善を行ひ惡を避け得るが生命の特徴である、いづれにするも律法の下にあるは束縛である、のみならず律法に縛らるゝ時は却て之を破つて見たくなるのが人の性質である、律法は却て罪を勵ますものである、決して罪を少くするものではない、されば律法より釋放せられて自由となる事が極めて必要である、律法は我等の靈的發達を止むるものである、まづ之の把握を脱せずしては聖潔に達することは出来ぬ、之の廢棄は一見危険なるが如くにして實は最も健全有効の事である。

かくして六節の「律法より釋され、儀文の舊樣によらず靈の新樣に由りて事ふ」るの幸福に入らねばならぬ、律法―儀文―規則が不用となり、紙上の文字が我等を縛ることなくしてたゞ聖靈の導くまゝに行動するが眞の自

由の道であり、又眞の信仰の道である、唯キリストを夫とし其妻として事ふるだけで、頗る簡單である、併し茲に凡ての良き事が存し又起るのである、この靈の生活に於ては事實上律法は不用である、律法は死し我等も亦死したのである、そしてキリストの中に新しく甦つたのである、律法の廢棄（律法よりの釋放）そしてキリストへの歸屬——之が信仰の道、又聖潔の道である。

以上の事を學びて如何に使徒パウロが革命的思想の提唱者なるかを知るのである、律法不用と一口に云へば事は頗る簡單なるが如くである、しかし乍ら其の含む内容の如何に重大であつたかは、今日これを道德不用といふ語を以て云ひ換へてみて稍々察知し得るのである、我國に於て道德といふ廣い語の中に如何に多くの重要なもの、貴重なるもの、神聖視せらるゝものが含まれて居るかは人の知る所である、之を悉く不用と稱し、その廢棄を高らかに叫ぶのがパウロである、かのユダヤに於て神より與へられたる者として神聖視せられ居たる律法を彼は「既に廢棄せられたり」と高調したのである、彼の革命的、獨創的にして靈界の開拓者たる面目の茲に躍如たるを思ふのである。

彼の此の大膽なる主張は教會の内部に恐るべき敵を作つた、彼を最も執拗に苦めたのは不信者よりも寧ろ信者と稱する人たちであつた、キリストを信ずるも固く律法に拘着してゐたユダヤの信者中には、パウロを背神の賊として強度に憎惡したものが多かつた、彼等の或者は恰も影の形に添ふ如くパウロの迹を追隨して、到る處に彼の仕事を破壊した、勿論信者ならぬユダヤ人等は悉くパウロを律法の敵として害めた、かく彼は同胞の迫害を手ひどく受けねばならなかつた、それでも彼は益々聲を高くして律法不要を叫んだ、其姿は勇壯であると云ふよ

りも寧ろ悲壯であつた。

何故に斯く爲したか、それは律法よりの釋放がなくしては眞にキリストに歸屬することが出来ぬからである、儀文に事へ居る束縛の中にありては眞に靈の新しきに事ふることは出来ない、舊き者の支配を脱せずしては新き者の支配下に己を屬せしむることは出来ない、今や既に恩恵の時代にして律法の時代ではない、キリストによる恩恵は律法によらずして聖靈によりて裕かに流れ下るのである、この時舊き律法はたゞ妨害物たるのみである、さればパウロは神のため、眞理のため、萬民の救いのために、凡ての障害に屈せずして此事を明かに説いたのである。

第三十一講の約説

○宗教の種類は多しと雖も律法―道德―を不用とする宗教は唯一つである、それは基督教である、眞の基督教は道德廢棄を主張して憚らないのである、基督教が危險視さるゝは實は其の爲である。

○然れども基督教は危險に見えて少しも危險でない、基督教は過激主義や極端なる社會主義とは全然根本を異にする、キリストは完全に律法―道德―の要求に應じて之を不用ならしめ給ふ、律法に逆らつてゐない、之に順つて實際的に之を廢棄し給ふたのである、加拉太書五章廿二、三節に曰へるが如し、「靈の結ぶ所の果は、仁愛、喜樂、平和、忍耐、慈悲、良善、忠信、溫柔、擲節、斯くの如き類を禁ずる律法はある事なし」と、完全に律法に適ふ人となりて其人に對して律法は死し律法に對して其人は死するのである、キリストは如斯くにして律法不用

の人となり給ふた、而して其の如く亦信者も信仰に由りてキリストと同體になつて律法に對して死し、又律法は彼に對して無能となるのである、基督教に在りては律法廢棄は學者の空論でない、實際的事實である、良心の命令を無視して道德の範圍より脱出せんとするのではない、充分に良心の要求を満足せしめて道德の必要なからしむるのである。

○「儀文の舊きに由らず、靈の新しきに由りて事ふ」(第六節)、道德は舊い者である、舊いが故に權威がある、而かも其權威たるや外より臨むが故に威壓的である、我等道德に由て完全ならんと欲して機械的にして消極的ならざるを得ない、靈即ち聖靈はキリストに由て初めて臨む者である、故に嶄新である、而して我等の靈に降りて内より働くが故に其行動たるや自由であつて積極的である、常に古への聖人を顧みて其聖訓に則りて行ふのではない、今、目下我が内に在し給ふ神の靈に勵まされて其聖旨の儘に動くのである、基督者は機械的君子ではない、活ける神の活ける子輩である。

〔参考〕コロサイ人への手紙二章十四節

第七章に入ってパウロはなおきよめの問題を取り扱っている。第六章において彼はバプテスマのことおよび奴隷の例を引いて両方面からこの問題を説明した。いま第七章に入っては再婚問題を例に引いて、さらに同一の問題を説こうとしているのである。

第六章十四節には「罪があなたがたを支配することはないからです。あなたがたは律法の下ではなく、恵みの下にあるのです」とある。この言葉の意味は前講および前々講において説いたが、今ここで注意すべきはキリスト者は律法の下にいる者ではないという一事である。律法がまったくなくなってしまうか、またはわれわれが律法に触れないほどきよまるか、いずれにしても律法なるものと事実上絶縁してしまうということが必要である。一言で言えば道德不用である。ゆえに非常に革命的である。したがってこれを誤解するときはかなり危険である。しかしながら誤解を恐れてこの大切な真理を敬遠することはできない。人は実に道德不用の境地に一度到達しなければ、真の信仰の喜びや尊さを知ることとはできない。もちろん「きよめ（聖潔）」は道德不用の境界である。したがって道德廢棄は人をして真の信仰ときよみに至らせるための必須の要因である。道德の下にあるとき、人は自分の罪を悟らされるだけで、決して信仰の喜びときよみのさいわいに至ることはできない。この道德を一蹴したところに生命も安心も歓喜も起こるのである。七章一節―六節はさらになおこの道德不用の主張である。

この問題は七章に入ってはさらに徹底的に、さらに大胆に説かれるため、ある種類の人はこれを誤解して道德的無政府の状態に陥る危険がある。また他の種類の人はこれを理解できずに、依然として道德本位の生活に囚われるのである。前者は横に外れたものであり、後者は及ばないものである。この二つの中間に正しい道がある。その道を取ってパウロの真意を把握し、またこれを事実の上に味わなければならない。彼はこの一つの問題のためにガラテヤ人への手紙という大書簡を書いたほどである。それが重大で肝要な問題であることは言うまでもない。

今聖書の記す所の意味を説明しよう。まず一節から四節までは次の通りである。

- (1) それとも、兄弟たち、あなたがたは知らないのですか——私は律法を知っている人たちに話しています——律法が人を支配するのは、その人が生きている期間だけです。(2) 結婚している女は、夫が生きている間は、律法によって夫に結ばれています。しかし、夫が死んだら、自分を夫に結びつけていた律法から解かれます。(3) したがって、夫が生きている間に他の男のものとなれば、姦淫の女と呼ばれますが、夫が死んだら律法から自由になるので、他の男のものとなっても姦淫の女とはなりません。(4)ですから、私の兄弟たちよ。あなたがたもキリストのからだを通して、律法に対して死んでいるのです。それは、あなたがたがほかの方、すなわち死者の中からよみがえった方のものとなり、こうして私たちが神のために実を結ぶようになるためです。

パウロはキリスト信者における律法不用を主張すべく、この世の普通の律法の性質を説くのである。そもそも普

通の律法なるものは人を生存中だけ支配するものに過ぎない。法律によって権利を与えられ義務を課せられると言つても、それは人の生存中に限られることであつて、死んだ人にまで法律の手は届かないのである。例えば負債のように生存中こそ返済すべき責任があるのであつて、死んだ人がその責任を負うということは事実上不可能である。またいかなる大罪を犯そうとも、死んでしまえば罰せられるはずがないのである。かの宗教改革者ジョン・ウィクリフの死後にその墓を暴いてその骨を灰としたようなことは、いたずらに後世のあざけりを買うだけであつて、これによってウィクリフを罰することができたとは誰も思わないのである。つまり律法なるものは人をその生存中だけ支配できるものに過ぎないのである。

この原理を夫婦問題にあてはめたのが二節、三節である。夫のある妻は夫の生存中はあくまでも夫の妻である。彼女がもしそのような状態の下にありながら他の一人を別に夫とするならば、これはすなわち姦淫である。つまり妻は夫の生存中はその夫だけを夫としなければならない。これこそ律法の命じるところである。しかしながら、もし夫が彼女に先立って死んだならば、彼女は自由に他の夫を新たに持つことができるのである。未亡人となつた彼女が再婚したからといって、これを姦淫と呼ぶことはできない。つまり夫の生きている間はその夫にのみ仕えるべしとは律法の命じるところであるから、夫の生きている間だけこの律法に縛られているのである。しかし夫が死んだならばこの律法はすでに効力を失つたので、彼女はすでに人妻ではなく、一つの独立した女性となつたのである。したがつて法律的に言えば自由に他の人に嫁ぐことができるのである。他の人を夫としても法律的にはまったく合法なのである（三、四節は再婚を法律的に違法ではないと言つただけのことである。決して他の

意味における再婚の可否、または再婚の時期等に言及したのではない。

パウロは次の四節においていよいよその主張を説くのである。「あなたがたもキリストのからだを通して、律法に対して死んでいいます」と前半は言う。そして「それは、あなたがたがほかの方、すなわち死者の中からよみがえった方（キリスト）のものとなり、こうして私たちが神のために実を結ぶように（嫁するように）なるためです」と後半は言う。パウロの意味は、夫に死別した妻が他人に嫁ぐように、キリスト者はすでに古い夫である律法の死滅に遭遇したため、第二の夫であるキリストに嫁いだ者であると言うことにある。ただ問題となるのは、なぜこの節の前半を「律法はすでに死滅した」と記さなかったのかという点である。そう記して初めて前の二、三節とこの節とが首尾一貫するのである。思うにパウロは、律法が死滅したことを自ずから四節前半の中に含ませたのである。そして律法がすでに死滅し、同時にキリスト者は律法に対して殺された者であるという二つの意味を含ませたのである。夫である律法が死んだ以上、妻であるわれわれはまったく律法から自由になったのである。自由になったわれわれはキリストという新しい夫に嫁ぎ、その花嫁となって熱心に彼に仕え、彼にあって「神のために実を結ぶ」べき者となったのである。

したがって四節の主旨は、律法の廃滅、律法からの解放は事実であるが、しかしキリスト者とはこれだけにとどまる者ではなく、さらに他の新しい夫であるキリストの花嫁となり、彼に仕えて実を結ぶべきものであると言うことである。これによって律法不用を高調するパウロの建設的な一面を知るべきである。かつて彼がコリントの兄弟たちに向かって「私は神の熱心をもって、あなたがたのことを熱心に思っています。私はあなたがたを清

純な処女として、一人の夫キリストに献げるために婚約させたのですから」(コリント人への手紙第二十一章二節)と言った心を、ここにもまたわれわれは見のである。

このようにキリストに帰するに至った後の生活と前の生活とを対照させたのが五、六節である。

(5) 私たちが肉にあったときは、律法によって目覚めた罪の欲情が私たちのからだの中に働いて、死のために実を結びました。(6) しかし今は、私たちは自分を縛っていた律法に死んだので、律法から解かれました。その結果、古い文字にはよらず、新しい御霊によって仕えているのです。

かつて肉にあったときは、罪の諸欲望がわがうちに働いて死のために実を結ぶだけであった。しかしキリストに帰するに至って、律法において死んだため律法から解放され、今は何の古い文字(文字、規則、条文)もわれわれを煩わすことなく、ただ神の霊の新鮮さにあずかってキリストに仕えつつある。前の生活と今の生活——律法に支配されていた時の生活と、キリストの支配に身を任せている今の生活——との対比を、パウロは言葉のほかに深い感謝を込めてここに記したのである。

以上がローマ人への手紙七章一節―六節の大意である。今これと同一の主旨のことを簡単に言い表した場所として、コロサイ人への手紙二章十四節を挙げることができる。

(神はあなたがたのすべての過ちを赦し、あなたがたをキリストとともに生かしてくださいました。) 私たちに不利な、様々な規定で私たちを責めたてている債務証書を無効にし、それを十字架に釘付けにして取り除いてくださいました。

とある。改訳聖書においては、これよりもなお明瞭であつて次のようにある。

（神はあなたがたを彼とともに生かし、われらのすべての咎を赦し）、かつわれらを責める規定の証書を無効にし、これを取り除いて十字架につけ……。

こちらの方が簡単で正確である。神がわれらを責める規定の証書である律法を消し去つて十字架に釘付けにしてしまったと言うのである。すなわち律法の破棄である。「証書」と改訳したのは正しいと思う。今これを例えて借用金証書と見れば理解しやすい。借用金証書というものは債務者を甚だしく苦しめるものである。債務者の立場となつて——特にきれいに全部を返済してしまう力のない債務者の立場となつて、この証書ほど嫌なものはない。この証書が実に彼を苦しめるのである。これさえなければ彼は実に自由である。望むところは誰かが何かの方法でこれを廃棄してくれることである。自力で返金できない者にとつてみれば、これほど望ましいことはない。もし誰かがこれを廃棄してくれば、彼の感謝は止まるところを知らず、歓喜は限りないものになるに違いない。われわれに負債はないと言うなかれ。われわれは神に対して大きな負債を負っている。なすべきことをなさないばかりか、なすべきでないことをなして、その償いは少しもできていない。われわれの神に対する借用金証書の額面はすこぶる巨額である。そして自力でこれを支払う道は全くない。したがつて誰かが代わりにこれを支払つてその証書を破棄してくれることを切に願うのである。そしてキリストは実にこの人である。彼はただ証書を破棄したのではない。負債を弁償し完済して、証書を無効にしたのである。これはひとえに彼の功績によるのである。したがつてわれわれはただ彼を信じれば、彼の功績のゆえにわれわれの負債が支払われたこ

となる。したがってわれわれの証書は事実上廃棄されるのである。これは躍り上がるほどの喜びではないか。これは全身のまごころをもつて感謝すべきことではないか。

こうして律法はすでに廃棄された。そしてこの律法を夫とし、われわれはその妻としてかつて仕えていたのである。したがって夫である律法が死ねば、妻であるわれわれもまた死んだのである。律法の妻である範圍においては、われわれもまた死んだのである。かつまたわれわれが肉を離れ罪に死んで靈に仕えるに至れば、律法は有るも無きに等しいものとなる。すなわち事実上律法不用となるのである。律法の命令によって強制されて行い、禁じられて行わないというのは、機械的で受動的な、生命のないことである。律法とは全く関わりなく自由に善を行い惡を避けられるのが生命の特徴である。いずれにしても律法の下にあるのは束縛である。そればかりでなく、律法に縛られる時はかえってこれを破ってみたくなるのが人の性質である。律法はかえって罪を励ますものである。決して罪を少なくするものではない。したがって律法から解放されて自由になることが極めて必要である。律法はわれわれの靈的発達を止めるものである。まずこれの把握を脱しなければ、きよめに達することはできない。この廃棄は一見危険であるかのようにあつて、実は最も健全で有効なことである。

このようにして六節の「律法から解かれ、その結果、古い文字にはよらず、新しい御靈によって仕える」の幸福に入らなければならない。律法——儀文——規則が不用となり、紙上の文字がわれわれを縛ることなく、ただ聖靈の導くままに行動することこそが真の自由の道であり、また真の信仰の道である。ただキリストを夫とし、その妻として仕えるだけで、すこぶる簡単である。しかしここにすべての良いことが存在し、また起きるのであ

る。この靈の生活においては事実上律法は不用である。律法は死に、われわれもまた死んだのである。そしてキリストの中に新しく蘇ったのである。律法の廃棄（律法からの解放）、そしてキリストへの帰属——これが信仰の道であり、またきよめの道である。

以上のことを学んで、いかに使徒パウロが革命的思想の提唱者であるかを知るのである。律法不用とひと口に言えば事はすこぶる簡単であるかのようにである。しかしながら、その含む内容がいかに重大であったかは、今日これを道徳不用という言葉をもって言い換えてみて、やや察知できるのである。我が国において道徳という広い言葉の中にいかに多くの重要なもの、貴重なもの、神聖視されるものが含まれているかは人の知るところである。これをことごとく不用と称し、その廃棄を高らかに叫ぶのがパウロである。かのユダヤにおいて神から与えられたものとして神聖視されていた律法を、彼は「すでに廃棄された」と高調したのである。彼の革命的・独創的であり、靈界の開拓者である面目がここに躍如としているのを思うのである。

彼のこの大胆な主張は教会内部に恐ろしい敵を作った。彼を最も執拗に苦しめたのは不信者よりもむしろ信者と称する人たちであった。キリストを信じて固く律法に執着していたユダヤの信者の中には、パウロを背神の賊として強く憎悪した者が多かった。彼らのある者はあたかも影が形に伴うようにパウロの跡を追いかけて、至るところで彼の仕事を破壊した。もちろん信者ではないユダヤ人などはことごとくパウロを律法の敵として苦しめた。このように彼は同胞の迫害を手ひどく受けなければならなかった。それでも彼はますます声を高くして律法不要を叫んだ。その姿は勇壮であるというよりもむしろ悲壮であった。

なぜこのようにしたのか。それは律法からの解放がなくては、真にキリストに帰属することができないからである。儀式に仕えていた束縛の中にあつては、真に霊のあたらしさに仕えることはできない。古いものの支配を脱しなければ、新しいものの支配下に自分を置くことはできない。今やすでに恵みの時代であつて律法の時代ではない。キリストによる恵みは律法によらずして聖霊によつて豊かに流れ下るのである。このとき古い律法はただの妨害物に過ぎない。したがつてパウロは神のため、真理のため、万民の救いのために、すべての障害に屈せずこのことを明らかに説いたのである。

第三十一講の約説

○宗教の種類は多いといえども、律法―道徳―を不用とする宗教は唯一つである。それはキリスト教である。真のキリスト教は道徳廃棄を主張してはばからないのである。キリスト教が危険視されるのは実はそのためである。○けれどもキリスト教は危険に見えて少しも危険ではない。キリスト教は過激主義や極端な社会主義とは全く根本を異にする。キリストは完全に律法―道徳―の要求に應じて、これを不用ならしめ給う。律法に逆らつてではない。これに従つて実際にこれを廃棄し給うたのである。ガラテヤ人への手紙五章二十二、二十三節に言えるが如し。「しかし、御霊の実には、愛、喜び、平安、寛容、親切、善意、誠実、柔和、自制です。このようなものに反対する律法はありません。」と。完全に律法に適う人となつて、その人に対して律法は死に、律法に対してその人は死ぬのである。キリストはこのようにして律法不用の人となり給うた。そしてそのようにまた信者も信仰に

よってキリストと団体になって律法に対して死に、また律法は彼に対して無能となるのである。キリスト教においては律法廃棄は学者の空論ではない。事実である。良心の命令を無視して道徳の範囲から脱出しようとするのではない。十分に良心の要求を満足させて、道徳を不要にするのである。

○「古い文字にはよらず、新しい御霊によって仕えているのです」（第六節）。道徳は古いものである。古いゆえに權威がある。しかもその權威たるや外から臨むがゆえに威圧的である。われわれは道徳によって完全になろうとして、機械的かつ消極的にならざるを得ない。霊、すなわち聖霊はキリストによって初めて臨むものである。故に斬新である。そしてわれわれの霊に降りて内から働くがゆえに、その行動たるや自由であって積極的である。常に昔の聖人を振り返ってその聖訓に則って行うのではない。今、現にわが内にいらっしゃる神の霊に励まされて、そのみ心のままに動くのである。キリスト者は機械的君子ではない。生ける神の生ける子どもたちである。